

平成 27 年 2 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 s M e d i o  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 田 中 俊 輔  
(コード番号：3913 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役  
コーポレートコントロール本部長 中 村 嘉 伸  
(TEL. 03-5299-9300)

## 新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 27 年 2 月 24 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 130,000 株
- (2) 払 込 金 額 未定（平成 27 年 3 月 11 日開催予定の取締役会で決定する。）
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成 27 年 3 月 19 日に決定される予定の引受価額（引受人が当社に払込む金額）に基づき、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 発行価格による一般募集とし、SMB C 日興証券株式会社、いちよし証券株式会社、株式会社 S B I 証券、岩井コスモ証券株式会社、東海東京証券株式会社、みずほ証券株式会社、マネックス証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。  
ただし、発行価格と同時に決定する引受価額（引受人が当社に払込む金額）が払込金額を下回る場合は、本公募による新株式発行を中止する。
- (5) 発 行 価 格 未定（払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 27 年 3 月 19 日に決定する。）
- (6) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (7) 申 込 期 間 平成 27 年 3 月 20 日 (金曜日) から  
平成 27 年 3 月 25 日 (水曜日) まで
- (8) 払 込 期 日 平成 27 年 3 月 26 日 (木曜日)
- (9) 受 渡 期 日 平成 27 年 3 月 27 日 (金曜日)
- (10) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (11) 払込金額その他本公募による新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 公募による自己株式の処分の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 38,400 株
- (2) 払 込 金 額 未定 (平成 27 年 3 月 11 日開催予定の取締役会で決定する。)  
払込金額は上記 1. の公募による新株式発行における払込金額  
と同一とする。
- (3) 募 集 方 法 処分価格による一般募集とし、SMB C日興証券株式会社、  
いちよし証券株式会社、株式会社 S B I証券、岩井コスモ証  
券株式会社、東海東京証券株式会社、みずほ証券株式会社、  
マネックス証券株式会社 (以下「引受人」と総称する。)に  
全株式を買取引受けさせる。ただし、処分価格と同時に決定  
する引受価額(引受人が当社に払込む金額)が払込金額を下回  
る場合は、本公募による自己株式の処分を中止する。
- (4) 処 分 価 格 未定 (払込金額決定後、払込金額以上の価格で仮条件を提示  
し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成  
27 年 3 月 19 日に決定する。)。なお、処分価格は上記 1. の公  
募による新株式発行における発行価格と同一とする。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集に  
おける処分価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受  
人の手取金とする。なお、引受価額は上記 1. における引受  
価額と同一とする。
- (6) 申 込 期 間 上記 1.における申込期間と同一とする。
- (7) 払 込 期 日 上記 1.における払込期日と同一とする。
- (8) 受 渡 期 日 上記 1.における受渡期日と同一とする。
- (9) 申 込 株 数 単 位 上記 1.における申込株数単位と同一とする。
- (10) 払込金額その他本公募による自己株式の処分に関して取締役会における承認が必要な  
事項は、今後の取締役会において決定し、その他本公募による自己株式の処分に必要な  
一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書 (並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

### 3. 引受人の買取引受による売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 209,100 株  
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 及 び Taipei City, ROC  
売 出 株 式 数 Lo Li-Chun 76,000 株
- 神奈川県鎌倉市  
田中 俊輔 55,000 株
- 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
ジャフコ・スーパーV3 共有投資事業有限責任組合 46,200 株
- 東京都千代田区永田町二丁目4番8号  
ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合 13,600 株
- 東京都千代田区大手町二丁目2番2号  
野村アール・アンド・エー第三号投資事業有限責任組合 6,000 株
- 千葉県浦安市  
岩本 定則 5,000 株
- Fremont, CA, 94539, USA  
Qiling Huang (黄 七零) 5,000 株
- 東京都港区赤坂一丁目11番28号  
MIC イノベーション3号投資事業有限責任組合 2,300 株
- (3) 売 出 価 格 未定。上記1.の公募による新株式発行における発行価格と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 売出価格による売出しとし、SMB C日興証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして売出価格から引受価額(引受人より売出人に支払われる金額)を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。なお、引受価額は上記1.における引受価額と同一とする。
- (6) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 上記1.における受渡期日と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一とする。
- (9) その他本売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記1.の公募による新株式発行及び上記2.の公募による自己株式の処分を中止する場合は、本売出しも中止する。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

#### 4. オーバーアロットメントによる売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 上限 55,000 株  
なお、売出株式数は上限を示したもので、需要状況により減少する、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況を勘案したうえで、平成 27 年 3 月 19 日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定。上記 1. の公募による新株式発行における発行価格と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 SMBC日興証券株式会社が、上記 1. の公募による新株式発行、上記 2. の公募による自己株式の処分及び上記 3. の引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、当社株主である田中俊輔（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について売出価格により追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 上記 1. における受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一とする。
- (8) その他本売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また、上記 1. の公募による新株式発行及び上記 2. の公募による自己株式の処分を中止する場合は、本売出しも中止する。

#### 5. 第三者割当による新株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 55,000 株
- (2) 払 込 金 額 未定。上記 1. の公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、下記（4）に記載の割当価格に基づき、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 価 格 未定。上記 1. の公募による新株式発行における引受価額と同一とする。
- (5) 割 当 先 及 び 割 当 株 数 SMBC日興証券株式会社 55,000 株  
ただし、割当価格が払込金額を下回る場合、本第三者割当による新株式発行を中止する。
- (6) 申 込 期 日 平成 27 年 4 月 28 日（火曜日）
- (7) 払 込 期 日 平成 27 年 4 月 30 日（木曜日）

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1. における申込株数単位と同一とする。
- (9) 払込金額その他本第三者割当による新株式発行に関して取締役会における承認が必要な事項は、今後の取締役会において決定し、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (10) 上記(6)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (11) 上記4. のオーバーアロットメントによる売出しを中止する場合は、本第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 公募による新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しの概要

- (1) 募集株式の数及び売出株式数
- |        |        |                         |
|--------|--------|-------------------------|
| 募集株式の数 | 当社普通株式 | 168,400株                |
|        |        | (うち、自己株式の処分 38,400株)    |
| 売出株式数  | 当社普通株式 | ①引受人の買取引受による 209,100株   |
|        |        | 売出し                     |
|        |        | ②オーバーアロットメント 上限 55,000株 |
|        |        | による売出し(※)               |
- (2) 需要の申告期間 平成27年3月12日(木曜日)から  
平成27年3月18日(水曜日)まで
- (3) 価格決定日 平成27年3月19日(木曜日)(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (4) 申込期間 平成27年3月20日(金曜日)から  
平成27年3月25日(水曜日)まで
- (5) 払込期日 平成27年3月26日(木曜日)
- (6) 受渡期日 平成27年3月27日(金曜日)

#### (※) オーバーアロットメントによる売出しについて

公募による新株式発行及び自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、55,000株を上限として、公募による新株式発行及び自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しの主幹事であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限として、第三者割当による新株式発行の割当を受ける権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、平成27年4月24日(金)を行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日(平成27年3月27日(金))から平成27年4月24日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使し第三者割当による新株式発行の割当に応じる予定であります。したがって、第三者割当による新株式発行における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当による新株式発行における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が第三者割当による新株式発行に応じる場合には、SMBC日興

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成27年3月19日(木)に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、第三者割当による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

## 2. 今回の新株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,597,728株
公募による新株式発行による増加株式数	130,000株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	55,000株(最大)
増資後の発行済株式総数	1,782,728株(最大)

## 3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	38,491株
処分株式数	38,400株
処分後の自己株式数	91株

## 4. 増資資金の使途

今回の公募による新株式発行及び自己株式の処分による手取概算額361,227千円並びに第三者割当増資の手取概算額上限121,047千円については、175,000千円を認証、課金、リモートアクセス等に必要となるサーバー開発、運用費用(平成27年12月期:95,000千円、平成28年12月期:60,000千円、平成29年12月期:20,000千円)、217,274千円を次世代のワイヤレスコネクティビティソリューションに必要となるMiracastのエンジン開発費用(平成27年12月期:60,000千円、平成28年12月期:82,274千円、平成29年12月期:75,000千円)、90,000千円を次世代マルチメディア関連とIoT関連のBD4Kの開発費用及びJavaのライセンス料(平成27年12月期:10,000千円、平成28年12月期:50,000千円、平成29年12月期:30,000千円)に充当する予定であります。

なお、具体的支出が発生するまでの間は、安全性の高い金融商品等で運用していく方針です。※有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,400円)を基礎として算出した見込額であります。

## 5. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は創業来、財務体質の強化並びに将来の事業展開に備えるため、配当可能利益を全額内部留保とし、配当を実施しておりません。株主に対する利益還元については経営の最重要課題の一つとして位置付けており、当面は内部留保の充実に注力する方針ですが、企業規模や収益が安定期に入ったと判断された時点で、経営成績・財政状態を勘案しながら配当による株主還元を努める所存であります。

### (2) 内部留保資金の使途

今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後の株主に対する利益配分については、各事業年度の財政状態や経営成績を勘案しながら、企業規模や収益が安定期に入ったと判断された時点で、株主への利益配当の実現を検討していく予定であります。

(4) 過去3期間の配当状況

回次	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	18.39	△91.42	14.35
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向%	—	—	—
自己資本当期純利益率%	17.3	—	3.1
純資産配当率%	—	—	—

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。

3. 当社は、平成26年8月20日付で5株を1株にする株式併合を行っております。第6期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式併合が行われたと仮定した場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第5期の数値については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	91.96	△91.42	14.35
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。



## 6. ロックアップについて

公募による新株式発行及び自己株式の処分（以下、「本募集」という。）並びに引受人の買取引受による売出しに関し、売出人かつ当社株主であるLo Li-Chun、貸株人かつ売出人である代表取締役田中俊輔、当社株主であるLo, Sen-Chou、売出人かつ当社役員である岩本定則、Qiling Huang（黄七零）、当社株主かつ当社役員である中村嘉伸、光岡誠治、本郷喜千、石津健鳳、当社ストック・オプション保有者かつ当社子会社役員であるTsechih Tang及び当社ストック・オプション保有者かつ当社役員であるLee, Hsin-Hsin（李欣欣）は、SMB C日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成27年9月22日（火）までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

売出人かつ当社株主であるジャフコ・スーパーV3共有投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル4号投資事業有限責任組合、MICイノベーション3号投資事業有限責任組合及び野村アール・アンド・エー第三号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成27年6月24日（水）までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等（ただし、その売却価格が本募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成27年9月22日（火）までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当てに関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

## 7. 販売方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

以 上

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。